

# 東中野図書館 法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第10回》

意外と知らない!?

## 刑罰のはなし

新聞やテレビでは毎日さまざまな犯罪や裁判の判決、下された量刑について報じられています。ニュースを興味深く聞きながらも、自分は犯罪とは無縁と信じているのが多くの人々の感覚でしょう。

しかし、何の落ち度がなくても、泥棒に入られるなどの犯罪の被害にあってしまうということは誰にでも起こり得ます。もしかしたら、何らかの犯罪を犯してしまう、または疑いをかけられるということも起こってしまうかもしれません。裁判員制度の裁判員として選任され、犯罪を裁く立場になる可能性もあります。このように、誰もが犯罪と無縁でいられるとは限りません。

犯罪や刑罰の世界は奥深く、今回の展示は入門の入門でしかありません。しかし、みなさんが犯罪や刑罰について興味を持っていただき、知識を得る手掛かりにしていただけると幸いです。

☆展示期間：平成24年12月22日（土）  
～2月20日（水）

☆展示場所：東中野図書館3F

法務情報コーナー



☆問い合わせ：東中野図書館  
中野区東中野 1 - 35 - 5  
TEL 03 - 3366 - 9581

# 刑罰の基礎知識

## 刑罰の意味

刑罰は、刑事裁判によって犯罪が認められた場合に科される制裁です。

刑罰には、「罪を犯せばこんな苦しい目に遭う」と国民を威嚇し、犯行を思いとどまらせる機能（一次予防）と、受刑者本人に反省の意識を芽生えさせ、二度と犯罪をおかす気にさせない目的（二次予防）とがあります。刑罰は本質的に苦痛であるとしても、次のような制限があります。

- ① 人の人格を否定するような無残なものではあってはならない。（憲法 36 条 拷問及び残虐刑の禁止）
- ② 懲役を受ける人にとって将来役立つような矯正処遇でなければならない。

## 刑罰の種類

現在の日本の刑罰は、死刑、懲役、禁錮、拘留、罰金、科料の 6 種類です。

このほかに、他の刑と一緒にないと科することができない付加刑として没収があります。

刑罰の種類は、生命刑、自由刑、財産刑に分けられます。



主刑	生命刑	死刑	絞首	殺人	
	自由刑	懲役	刑務所の中で刑務作業（*1）をさせる		殺人、窃盗、誘拐、放火、など
		禁錮	1 ヶ月以上刑務所に収容。刑務作業は課せられない（*2）		過失犯、内乱罪、など
		拘留	1 日以上 30 日未満刑務所に収容。刑務作業は課せられない		公然わいせつ罪、暴行罪、など
	財産刑	罰金	1 万円以上（上限なし）		金融商品取引法違反などの経済
		科料	1000 円以上 1 万円未満		犯罪から万引きまでさまざま
付加刑	没収	犯罪に使われた凶器や、窃盗や収賄などで手に入れたものをとりあげる		主刑と一緒になければ科すことができない	

（\*1）刑務作業は 1 日 8 時間、週 5 日で、作業報奨金が支給されます。刑務作業のねらいは「できる限り受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有益な知識および技能を習得させるように実施する」（受刑者処遇法 94 条）とあります。

（\*2）禁錮受刑者であっても、本人の希望によって作業に従事することができます。（受刑者処遇法 93 条）禁錮受刑者の 87.8%が刑務作業に従事しています。（『平成 19 年版犯罪白書』）

## 刑の組み合わせ

罰則の中には、いずれかの刑罰を単独で定めたものもあれば「3 年以下ノ懲役又ハ 10 万円以下ノ罰金ニ処ス」などのように、懲役と罰金とを選択的に定めたものや、「10 年以下ノ懲役及ヒ 50 万円以下ノ罰金ニ処ス」などのように、懲役と罰金を併科するものもあります。

## 罪と罪との関係

たとえば「河川区域に廃棄物を捨てる」という行為は、廃棄物処理法違反と河川法施行令違反の 2 つの罪名に触れます。このようにひとつの行為で複数の罪が成立する場合は、重い方の刑で処罰します。

## 執行猶予

50 万円以下の罰金、3 年以下の禁錮または懲役については、執行猶予という制度があります。執行猶予期間を何事もなく過ごせば、刑の言い渡しは効力を失います。

## 前科となる刑罰

罰金を含む有罪判決を受けた場合、市町村が管理する犯罪人名簿に登載されます。一定期間（禁錮以上の場合は 10 年、罰金の場合は 5 年、あるいは執行猶予期間を過ぎた場合）を経過すると、言い渡された刑は消滅します。（前科抹消）

## そもそも罪って何だろう

### 法律に書かれていて初めて罪になる

どんな行為が犯罪になるのかは、法律に書かれているかどうかで決まります（「罪刑法定主義」）。ということは、刑法で罪が定められていない行為は、たとえどんなに悪そうでも有罪にはできません。また、新しくできた法律や改正された法律を、過去にさかのぼって適用することは禁止されています。

### 4つの犯罪成立要件

①人間が行ったことであること、②何らかの犯罪の型にあてはまること（構成要件該当性）、③社会として許されない行為であること（違法性）、④行為者として許されないこと（有責性）

### 犯罪にあてはまる行為でも、例外的に犯罪にならない場合がある

「正当防衛」「緊急避難」「被害者の承諾」「正当業務行為」「可罰的違法性がない（被害が極めて少ない）」  
「責任能力がない」「刑事未成年（13歳以下）」と認められた場合は、「犯罪」にはなりません。

## 量刑相場～刑の重さの相場～

裁判は前例を重視する先例主義で行われています。過去の裁判における量刑資料が集積され、量刑相場と言われるものが出来上がりました。

個々の罪に対する刑は、刑法に定められている範囲で、さまざまな事情を考慮して決定されます。例えば、殺人事件なら死刑から懲役5年までと刑の幅があります。殺害人数や殺害方法によって、また、殺人を犯した人に前科があるかどうかなどを考慮して判決が下されます。その複合的な状況が刑の重さとして現れてくるのですが、状況と結果（量刑）の関係において一種の相場が形成されています。例えば殺人事件であれば、1人殺害では死刑判決は出にくいですが、保険金殺人など金銭がらみの殺人だと1人殺害でも極刑になる場合が多い、ということはよく言われます。

ですから、裁判を始める前からどのような刑になるか大枠は決まってしまうと言えます。しかし、量刑相場は量刑基準ではなく拘束力はありません。適切な刑罰を決めるための参照とされるべきです。

## 現代法以前の刑罰

### 江戸時代の刑罰

江戸時代は死刑だけでも、死罪（斬首）・獄門（斬首の上首を刑場に晒す）・磔（手足を縛りつけ槍で刺す）など6種類。そのほか、所払（居住地から追放）・遠島（島流し）なども細かく定められていました。

また、入墨や引き回しなど、主刑に付加する刑や、士族・僧侶・女性などの身分や階級の違いによって科される刑もあり、江戸の刑罰は多岐にわたり、厳しいものばかりでした。

### 旧刑法

明治13年制定、15年に施行された旧刑法では、重罪・軽罪・違警罪（裁判によらず警察署長が罰することが認められた微罪）の3種に分けられました。重罪では死刑（絞首のみ）・徒刑（男は島、女は内地で労役に就かせる）・流刑（北海道に送られる）・懲役（内地の懲役場に入れられる）・禁獄（禁錮）と定められ、軽罪では禁錮・罰金。違警罪については拘留・科料が定められました。付加罪としては、剥奪公権・停止公権・禁治産・監視・没収がありました。

出典：『裁判員のための刑法入門』船山泰範・平野節子／著、ミネルヴァ書房、2008年  
『はじめての刑法入門』谷岡一郎／著、筑摩書房、2009年  
『罪と罰の事典』長嶺超輝／著、小学館、2009年  
『量刑相場』森炎／著、幻冬舎、2011年

# オススメ展示図書

## 『罪と罰の事典』

「裁判員時代」の法律ガイド』

長嶺超輝／著  
小学館  
2009年



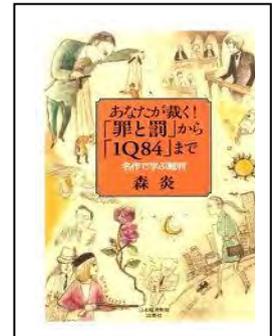
### 《内容紹介》

犯罪とそれに対する刑罰について、イラストやグラフを使い、難解な条文を分かりやすく解説。おなじみの「〇〇罪」について、楽しみながら基本情報を得られる。辞書的な使い方だけでなく、「こんな罪もあるのか」と驚きをもって眺めていたり、読み物としても楽しめる。

## 『あなたが裁く！』

「罪と罰」から「1Q84」まで  
名作で学ぶ裁判』

森炎／著  
日本経済新聞出版社  
2010年



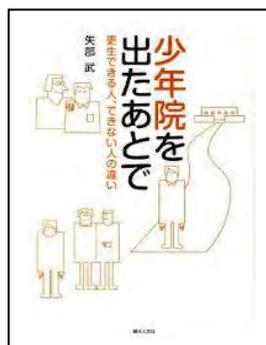
### 《内容紹介》

名作文学、名作映画を素材に、明るく楽しく刑事裁判の実際を解説。「死刑台のエレベーター」「激突！」「異邦人」「模倣犯」…。本当に裁判にかけたら、死刑か無罪か？。懲役何年が相当か？。

## 『少年院を出たあとで』

更生できる人、できない人の違い』

矢部武／著  
現代人文社  
2009年



### 《内容紹介》

犯罪をおかした少年たちは、少年院の中で自分の罪とどう向き合い、どんな更生教育を受け、出院後にどんな問題に直面するのか。日米の状況をレポートし、少年院自身の情報公開の大切さなどについても提言する。

## 『量刑相場』

法の番人たちの暗黙ルール』

森炎／著  
幻冬舎  
2011年



### 《内容紹介》

量刑の判断は先例判例主義が重視されるため、刑罰の“相場”が自ずと形成されてきた。微罪から重罪まで、法の番人たちが共有する刑罰の約束事を、具体例でわかりやすく解説する。

# 【展示図書リスト】

書名	著者名	出版社名	出版年
わかりやすい刑罰のはなし	永田憲史／著	関西大学出版部	2012
図説大江戸犯科帳	歴史群像編集部／編	学研パブリッシング	2012
裁判員裁判の量刑	日本弁護士連合会裁判員本部／編	現代人文社	2012
刑務所の経済学	中島隆信／著	PHP研究所	2011
市民が視た刑務所	アムネステイインターナショナル日本／編	現代人文社	2011
未来はだれでも変えられる	進藤竜也／著	学研パブリッシング	2011
図解牢獄・脱獄	牢獄研究会／著	新紀元社	2011
犯罪と刑罰	チェーザレ・ベッカリア／著	東京大学出版会	2011
犯罪と社会	細井洋子／著	学文社	2011
刑事司法	菊田幸一／著	勁草書房	2011
更生保護制度	渡辺信英／著	南窓社	2011
労役でムシヨに行ってきた！	森史之助／著	彩図社	2011
刑法(図解雑学)	船山泰範／著	ナツメ社	2010
刑法を学ぼうとしている人々へ	山火正則／著	御茶の水書房	2010
ルポ出所者の現実	斎藤充功／著	平凡社	2010
ニッポンの刑務所	外山ひとみ／著	講談社	2010
実録！少年院・少年刑務所	坂本敏夫／著	二見書房	2010

★このリストのほかにも多数取り揃えております。

## 刑事責任、民事責任、行政責任の違い



法的責任には「刑事上の責任」「民事上の責任」「行政上の責任」があります。「刑罰」は刑事上の責任に科される罰則です。交通違反の反則金などは「行政罰」であり、刑罰とは区別されます。

### 刑事上の責任

罪を犯した者を裁き、国家が刑罰を科す

刑法、軽犯罪法、道路交通法など（犯罪と刑罰を定めた法律）

裁判によってでしか責任追及できない

懲役や罰金などの刑罰を科せられる

### 民事上の責任

民間人同士の権利や義務にまつわる紛争

民法、商法、会社法など（市民間の権利義務を整理した法律）

訴訟を起す、または法律を踏まえた話し合いで私的に解決する

金銭、もしくは金銭に換算できる権利や財産を払うことで解決する

### 行政上の責任

刑事罰を科すほどではない軽微なルール違反、または、役所に与えられた制裁権行使

各種行政法規、条例など

監督官庁や地方公共団体などが命令

交通違反の反則金や、税務署の科す追徴金など

出典：『刑事と民事』元榮太郎／著、幻冬舎、2008年

# 刑罰について調べる方に

## 1. 情報検索のキーワード

刑罰 罰則 量刑 刑法 少年法 刑事裁判 裁判員裁判 犯罪 刑務所 拘置所 留置所  
監獄 少年院 死刑 懲役 労役 禁錮 拘留 罰金 没収 法廷 判決 公判 被疑者  
原告 被告人 弁護士 更生施設 etc…

## 2. 図書資料を調べる

### ●テーマの棚を調べてみましょう。

分類	326.4	327.6	322
分野	刑罰	刑事訴訟法	法制史

### ●白書を使って調べてみましょう

『犯罪白書』（毎年12月刊行） 法務省／編 326.3/1

警察などの捜査機関が把握した犯罪の件数や、刑罰がどれくらい言い渡されているのか、さらにはどのような制度が作られているのか、その年の犯罪の傾向などが分かります。

…中央図書館参考室・本町図書館・鷺宮図書館所蔵、平成24年度版より東中野図書館所蔵

『犯罪被害者白書』（毎年8月刊行） 内閣府／編 326.3/1

犯罪被害者のための具体的施策と進捗状況が分かります。犯罪被害者の手記、地方公共団体や民間団体の取組なども掲載されています。…中央図書館参考室・野方図書館所蔵

### ●利用者開放端末（OPAC）で探してみましょう。

#### ●インターネットの利用

中野区立図書館ホームページ

<http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/>

中野区立図書館ホームページ（携帯）……中野区立図書館のホームページの携帯版。

<http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/i/>

東京都立図書館統合検索……東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

<http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/>

国立国会図書館サーチ……国立国会図書館の資料を検索できます。

<http://iss.ndl.go.jp/>



## 3. オンラインデータベースで調べる

中央図書館参考資料室では、下記のデータベースが利用できます。

種類	概要
官報情報検索サービス	1947年5月3日から当日までの官報記事の検索
聞蔵Ⅱビジュアル	1926年から当日までの朝日新聞の検索
日経テレコン21	1975年4月から当日までの日経4紙の新聞記事や企業情報などの検索
MAGAZINE PLUS	1981年からの一般紙・総合誌の雑誌記事検索や学術論文などの検索
D1-Law.com	判例情報のほか、法律などの改廃履歴、法律判例文献情報などの検索
WHO PLUS	あらゆる分野の著名人のプロフィール、関連する文献情報などの検索

## 4. 条文について調べる

### ●図書資料

『六法全書 平成24年度版1・2』 江頭憲治郎／著 有斐閣 320.9 口  
重要な法令を新収録。全国裁判所管轄区域表、各種手数料等一覧も付す。

『ポケット六法 平成24年度版』 江頭憲治郎／著 有斐閣 320.9 ポ  
基本的な法学の学習、実務に必要なかつ十分な法令を収めた携帯用に便利な六法。  
平成23年9月1日現在までの最新内容を収録。収録法令数186件。

### ●インターネット

法令データ提供システム — 総務省行政管理局 — <http://law.e-gov.go.jp>  
現行の憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則の内容などが検索・閲覧可能。

## 5. 判例について調べる

### ●図書資料

『有斐閣判例六法 平成24年度版』 井上正仁／編集代表 有斐閣 320.9 コ  
判例を主要な法令の条文ごとに整理要約し、「カタカナ法令」を平仮名化した携帯六法。

『判例セレクト 平成24年度版』 法学教室編集室／編 有斐閣 320.9 イ  
新法の家事事件手続法、非訟事件手続法を新収録し、地方自治法、民法、借地借家法、会社法、民訴法、刑法、刑訴法、特許法等の重要改正並びに最新判例多数を織込む。

### ●雑誌

『判例時報』（旬刊：月3回） 判例時報社 ※中央図書館所蔵  
最も一般的な判例紹介誌。主要な裁判所判例及び重要な下級審判例の全文を掲載しており、冒頭にその判例の背景、要旨、意義等についての解説が付されている。

『ジュリスト』（月刊） 有斐閣 ※東中野図書館／中央図書館所蔵  
社会現象と法律実務を結び法律総合雑誌であり、論文の掲載が多いのが特徴。

### ●インターネット

裁判例検索 — 最高裁判所 — <http://www.courts.go.jp>  
最高裁が提供する裁判例検索システム。裁判所名・事件番号・裁判年月日等で検索可能。

## 6. 専門機関等

●法テラス TEL. 0570-078374 <http://www.houterasu.or.jp/>  
国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所です。

●日本弁護士連合会 <http://www.nichibenren.or.jp/>  
当番弁護士を依頼したいときに。（当番弁護士とは、連絡を受けたその日に、被疑者が留置・勾留している場所に弁護士が出向き、面会して相談に応じる制度。料金は無料。）

●一般社団法人日本保釈支援協会 <http://www.hosyaku.gr.jp/>  
保釈金が用意できない人のために、保釈金の立替払いをしてもらえます。



# 罪を犯した人の立ち直りを支える



罪に対して罰を与える…。しかしそれだけでは本当の解決にはなりません。

犯してしまった罪を償った後に、新たに生き直すことができこそ、平和な社会につながります。

罪を犯した人の立ち直りを支えるために、さまざまな支援がおこなわれています。

## ■社会の中で立ち直る

**執行猶予** 前科がない、軽微な犯罪、犯行を真剣に反省しているなどの場合に、1年～5年の範囲で刑の執行を見送る。

**仮釈放** 無期懲役（禁錮）なら刑期10年を経過した後、有期懲役（禁錮）なら刑期の3分の1を経過した後に、反省の度合いなどを審査したうえで、刑期を割り引いて出所させる。

**保護観察** 保護観察官や保護司が定期的な面接や指導生活をして、立ち直りに向けてサポートする。執行猶予の条件として付けられる場合、刑務所や少年院を出た後につけられる場合、家庭裁判所が少年に命じる場合の3通りがある。

**医療観察** 心神喪失や心神耗弱の状態で大犯罪をおかした人を、指定医療機関への入院や通院をさせながら、治療に重きを置いて社会復帰を支援していく。

**協力雇用主** 立ち直ろうとしているけれども定職に就くことが難しい人を雇い入れ、就職面から社会復帰を支援する民間ボランティア雇用主。

## ■施設の中で立ち直る

**刑務所** 受刑者に刑罰を与えるだけでなく、出所した後の社会復帰のため、職業訓練や就労支援を行ったり、立ち直りの難しい性犯罪者には専門の処遇プログラムを科すなどしている。

**篤志面接委員** それぞれの社会経験や専門知識を生かし、刑務所の受刑者と話し話し合うことによって社会人として目覚めていくように支援するボランティア。

**教戒師** 受刑者の道徳心を養い、人として生きる道を説く宗教家。

**更生保護施設** 刑務所を出所した人や保護観察を受けている人が、帰る当てのない場合、あるいは帰っても立ち直りに有害な場合に一時的に入所し、自立的立ち直りを支援する民間施設。

**DARC(ダルク)** 覚せい剤などの依存性薬物をやめられない人のための民間リハビリ施設。

**婦人補導院** 売春や売春勧誘の罪を犯して、執行猶予つきの有罪判決を受けた成人女性について、補導処分が出た場合に入所する。社会復帰の支援を行ったり、これまでの生活で精神的な傷つきなどの障害がある場合はその治療も実施する。

## ■子どもたちへ向けた施設

**少年院** 家庭裁判所の決定に基づいて、犯罪を行った未成年者を収容し、規則正しい生活をさせながら、なぜ社会に適応できなくなったのかその原因を究明・除去することで、立ち直りを図る施設。

**医療少年院** 心身に故障のある未成年を専門に収容する少年院。

**少年鑑別所** 家庭裁判所から「観護措置」という決定が出された場合に、少年を3～4週間ほど収容し、その少年が犯罪の道にどれだけ踏み込んでいるのか、専門家が調査・診断するための施設。

**児童自立支援施設** 児童相談所や家庭裁判所の決定で、犯罪を含む不良行為をした、またはするおそれがある子どもを入所あるいは通所させて、生活指導を行ったり相談を受けたりする施設。